

技能実習生に係る実習実施機関に対する監督指導結果

(平成30年1月～12月)

監督指導実施事業場数 550違反事業場数 (1、2) 349

主な違反内容		違反事業場数
労働基準法	労働条件の明示 (第15条)	45
	賃金の支払 (第24条)	37
	労働時間 (第32条・40条)	96
	割増賃金 (第37条)	81
	就業規則 (第89条)	30
	賃金台帳 (第108条)	32
	寄宿舍の安全基準 (第96条)	12
労働安全衛生法	安全基準 (第20条～25条)	101
	衛生基準 (第20条～25条)	23
最低賃金の支払 (3) (最低賃金法第4条)		3

- 1 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数は一致しない。
- 2 違反は技能実習機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含む。
- 3 約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る。